



鎌倉市個人情報保護運営審議会 第22号

平成11年1月20日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成11年1月11日付け鎌商第77号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第4号に規定する収集の制限、第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限、第12条第1項に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

今回の個人情報の収集、利用、電子計算機による処理は、いずれも国の方針に基づいて実施する地域振興券交付事業に関して、その対象者の把握・管理等を行うためのものである。

電子計算機による処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取扱いに当たっては、より一層慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定に基づく諮問事案
個 別

番号	事務担当課	事務の名称	収 集 先	個人の類型	収集する理由
20	商工課	地域振興券 交付事務	鎌倉市 商工課	対象者	交付対象者を把握 するため。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個 別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する記録の名称	利用する理由	利 用 先
20	市民課 保健年金課 子ども家庭課 社会福祉課 高齢者福祉課 福祉政策課 高齢者福祉課 市民税課	地域振興券 交付事務	対象者	住民基本台帳システム 福祉総合システム 賦課徴収情報システム	交付対象者を 把握するため	商工課

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年月日
3	地域振興券 交付事務システム	地域振興券の申請、交付 に係る処理業務	商工課	平成10年度